

補正予算の内容

9月2日に発生した竜巻被害に関する見舞金支給費などの計上、10月に発生した下水道施設（污水管）損傷事故の復旧工事実施の専決処分による補正予算が可決された。後者の質疑では、事故責任の所在について、地下埋設物（下水道污水管）が設計段階で図面に反映されていなかったことなど、設計業者、請負業者、町、それぞれ確認、チェックが足りなかったと、町執行部から説明があった。

専決処分とは…
緊急を要するため、町長が議会を招集する時間がない場合に行なわれ、その後議会の承認を求めます。前もって処理する予算です。

● 竜巻被災関連 (専決処分)

- ・被災自治会館など支援助成金 100万円
(追加助成分、最終助成金は350万円)
- ・防犯灯など災害復旧修繕料 150万円
- ・竜巻被災者家賃給付金 25万円
- ・竜巻被災者（一部損壊）見舞金支給費 200万円

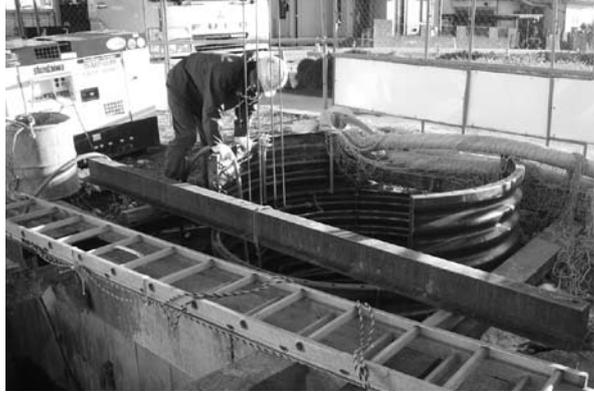


被害地のがれき処理

● 下水道施設の損傷・復旧関連 (専決処分)

- ・予備費 4000万円

町道6号線（河原町深町線）道路築造工事に伴う下水道の污水管損傷事故（10月23日発生）に係る緊急の応急対策や本復旧工事などに対応するための補正予算です。



污水管損傷の復旧工事

● 一般会計補正予算 537万円

町民税、固定資産税及び介護給付費・訓練等給付費の増額、および人件費の減額などによる補正予算です。

「松伏町竜巻災害義援金」の第1次配分額

被害の程度	配分額	世帯数
全壊	90万円	1世帯
半壊（大規模半壊を含む）	45万円	8世帯
一部損壊	5万円	70世帯
合計	800万円	79世帯

平成25年度11月現在の義援金残高は9,068,049円です。